

議案第23号

高齢者福祉事業の取扱いについて

高齢者福祉事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月25日提出

さいたま市・岩槻市合併協議会
会長 相川 宗一

項目	高齢者福祉事業の取扱い
	高齢者福祉事業は、さいたま市の制度に統一する。

主な項目とその取扱い

敬老祝金支給	さいたま市の制度に統一する。
敬老会	さいたま市の制度に統一する。
宅配食事サービス	さいたま市の制度に統一する。
重度要介護高齢者手当	さいたま市の制度に統一する。
敬老マッサージ施術料補助	さいたま市の制度を適用する。
重度要介護高齢者訪問理容サービス	さいたま市の制度を適用する。
高齢者相談員設置事業	さいたま市の制度を適用する。
老人スポーツ大会	廃止する。

議案第 23 号関係（高齢者福祉事業の取扱い）

現 況																					
さいたま市	岩槻市																				
<p>1 敬老祝金支給</p> <p>(1) 対象者：満 75 歳以上かつ 5 の倍数の年齢の者及び 100 歳以上の方 年齢基準日：9 月 15 日 居住期間：6 か月以上</p> <p>(2) 支給額</p> <table> <tr> <td>75 歳</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>80 歳</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>85 歳</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>90 歳</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>95 歳</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>100 歳以上毎年</td> <td>20,000 円</td> </tr> </table> <p>2 敬老会</p> <p>(1) 対象者：75 歳以上</p> <p>(2) 内容：各地区において開催</p> <p>(3) 委託先：市社会福祉協議会</p> <p>3 宅配食事サービス</p> <p>(1) 対象者：食事の調理が困難な一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯並びにこれに準じる重度心身障害者世帯</p> <p>(2) 内容：週 4 日（月、火、木、金）の夕食</p> <p>(3) 利用者負担：1 食 400 円</p> <p>(4) 委託先：市社会福祉協議会</p> <p>4 重度要介護高齢者手当</p> <p>(1) 対象者</p> <p>ア 65 歳以上</p> <p>イ 要介護度 3・4・5 のいずれかであること。</p> <p>ウ 住民税非課税であること。</p> <p>エ 介護保険料を滞納していないこと。</p> <p>オ 介護保険施設に入所していないこと。</p> <p>(2) 支給額：月額 10,000 円</p>	75 歳	10,000 円	80 歳	20,000 円	85 歳	20,000 円	90 歳	20,000 円	95 歳	20,000 円	100 歳以上毎年	20,000 円	<p>1 敬老祝金支給</p> <p>(1) 対象者：満 77 歳、88 歳、99 歳の者及び 100 歳以上の方 年齢基準日：9 月 1 日</p> <p>(2) 支給額</p> <table> <tr> <td>77 歳</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>88 歳</td> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td>99 歳</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>100 歳以上毎年</td> <td>70,000 円</td> </tr> </table> <p>2 老人福祉大会</p> <p>(1) 対象者：70 歳以上</p> <p>(2) 内容：金婚者の式典や芸能ショー等で長寿を祝う。毎年 10 月上旬に槻の森スポーツセンターにおいて開催</p> <p>(3) 実施主体：市と老人クラブ連合会との共催</p> <p>3 高齢者配食サービス</p> <p>(1) 対象者：一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯及びこれに準じる世帯並びに身体障害者であって食事の調理が困難な世帯</p> <p>(2) 内容：週 3 回までの夕食</p> <p>(3) 利用者負担：1 食 400 円</p> <p>(4) 委託先：市社会福祉協議会、民間業者</p> <p>4 在宅介護手当</p> <p>(1) 対象者：要介護度 4・5 のいずれかに認定されている方 年齢制限なし</p> <p>(2) 支給額：月額 10,000 円</p>	77 歳	20,000 円	88 歳	30,000 円	99 歳	50,000 円	100 歳以上毎年	70,000 円
75 歳	10,000 円																				
80 歳	20,000 円																				
85 歳	20,000 円																				
90 歳	20,000 円																				
95 歳	20,000 円																				
100 歳以上毎年	20,000 円																				
77 歳	20,000 円																				
88 歳	30,000 円																				
99 歳	50,000 円																				
100 歳以上毎年	70,000 円																				

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>5 敬老マッサージ施術料補助 (1) 内容：市に登録された施術者のところで利用できる補助券を希望者に発行 (2) 対象者：75歳以上 (3) 補助内容：1年間で1回1,000円の補助券3枚</p> <p>6 重度要介護高齢者訪問理容サービス (1) 内容：在宅でねたきりの高齢者を訪問して洗髪や理容のサービスを行う。 1年間で4回以内 (2) 対象者 ア 65歳以上 イ 要介護度3・4・5のいずれかであること。 ウ 介護保険料を滞納していないこと。 エ 介護保険施設や病院に入所、入院をしていないこと。</p> <p>7 高齢者相談員設置事業 老衰、疾病等により、介護及び援助が必要な高齢者及びその家族等に対し、高齢介護課の窓口等で相談員が相談に応じ、各種サービスの申請手続等の適切な指導及び助言を行う。 (1) 相談員の配置：各区役所1名 (2) 相談日：月曜から金曜日 (3) 相談時間：午前9時から午後5時</p> <p>8 老人スポーツ大会 実施していない。</p>	<p>5 敬老マッサージ施術料補助 実施していない。</p> <p>6 重度要介護高齢者訪問理容サービス 実施していない。</p> <p>7 高齢者相談員設置事業 実施していない。</p> <p>8 老人スポーツ大会 (1) 内容：ゲートボール大会、グランドゴルフ大会の開催 (2) 主催：岩槻市老人クラブ連合会</p>